

瀬戸市職員互助会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 9 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 30 号

瀬戸市職員互助会規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員互助会規則（平成 13 年瀬戸市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(借入の申込み)</p> <p>第 25 条 &lt;省略&gt;</p> <p><u>(資金の振込み)</u></p> <p><u>第 25 条の 2 互助会は、前条第 1 項の規定による申込みを受けたときは、資金の貸付けを受ける者の指定する口座に資金を振込むものとする。</u></p> <p><u>(事務手数料等)</u></p> <p>第 26 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 及び 3 &lt;省略&gt;</p> <p><u>4 前条の資金の振込みの際に振込手数料が生じた場合は、会員は、貸付金の最初の償還月に当該振込手数料に相当する額を、当該月の貸付金の償還額と合わせて納入しなければならない。</u></p>	<p>(借入の申込み)</p> <p>第 25 条 &lt;省略&gt;</p> <p><u>(事務手数料)</u></p> <p>第 26 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 及び 3 &lt;省略&gt;</p>

附 則

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。